

企

画



新居浜

企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 皐	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 皐	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 皐	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12. 31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜」』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

計画の中間年である平成27年度には、社会経済情勢等の変化に対応するため、基本計画及び実施計画の見直しを行った。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め46項目の施策を定めている。

① 将来都市像

— あかがねのまち、笑顔輝く —
産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標（人口）

1 将来人口

本市の人口は、今後も減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、116,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

3 施政方針(平成29年度)

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、工業については、ものづくり人材の育成を図るとともに、産業基盤の強化に努めます。また農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくりまします。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が生まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、46項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく171項目の基本計画や主な取組内容を示している。

「第1ステージを振り返って」

市長就任1期目におきましては、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、そして「市役所の再生」の三つの再生と「健康都市づくり」、「教育力の向上」の2つの課題を市政運営の柱に掲げ、公約の実現と地域再生に取り組んでまいりました。

この間、「新居浜駅周辺整備」、「あかがねミュージアム開館」、「住友各社との連携強化や企業誘致」、「マイントピア別子のリニューアルオープン」、「中学生までの医療費無料化」、「自治会交付金制度創設や防犯灯のLED化」など公約に掲げました各種施策について、一定の成果が残せたのではないかと考えています。

平成29年度は、私の第二ステージとして、初めての当初予算編成となり、二期目の公約の実現と「新居浜市総合戦略」の着実な推進に向けた各種施策を可能な限り当初予算に計上しました。

二期目の公約では、「安全で快適に暮せる都市の実現」をはじめ、7つの夢の実現に向けて、防災・減災対策の強化、企業誘致及び企業留置の推進、子育て支援の充実、芸術文化・スポーツの振興、地域コミュニティの再生などの20の重点施策を掲げています。

その中でも、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策の強化、地方創生を成し遂げるための「新居浜市総合戦略」の着実な推進、「市制施行80周年記念事業」及び「愛顔つなぐえひめ国体」の円滑な実施に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

「新居浜市総合戦略」の着実な推進

本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎え、将来にわたって持続可能な新居浜市を実現するため、一昨年末、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示した「新居浜市人口ビジョン」及び今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す「新居浜市総合戦略」を策定しました。

総合戦略では、目標人口の達成と「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」の実現を目指して、「雇用の創出と地元産業の振興」、「定住人口、交流人口の拡大」、「子育て支援の充実と健康長寿社会の実現」、「広域連携と地域特性を踏まえたまちづくりの推進」の四つの基本目標を掲げ、ものづくり産業の推進と住友各社との

連携強化、全国初の企業城下町版C R Cの導入、別子銅山近代化産業遺産を活用した観光の振興、さらには子育て支援の拡充、3市連携の推進などの各種施策を展開しています。

今年度は中間年を迎えますことから、これまで市民の皆様とともに、夢を描き、種をまいてきた様々な構想が、着実に大輪の花を咲かせ、実を結ぶよう、最終年度を見据えた取組を加速していかなければならない重要な一年であると考えています。

「市制施行80周年」と「愛顔つなぐえひめ国体」

今年は、本市にとって、「市制施行80周年」という記念すべき節目の年でありますとともに、「愛顔つなぐえひめ国体」が開催されます。

我々の先人は、幾多の苦難を乗り越え、そして郷土新居浜の発展に尽力・貢献をされてきました。先人の偉業に学び、「温故知新」の心構えで、先人から受け継いだ郷土を、さらに誇り得る郷土に前進をさせなければなりません。

市制施行80周年を迎えるにあたり、「つむぐ つなぐ 未来へ 人へ」というテーマを掲げ、過去から現在・未来に向けて、一本の糸を紡ぐように、本市発展の礎を築いてこられた先人の偉業や、脈々と受け継がれてきた伝統や文化を再認識するとともに、将来の新居浜市への夢や希望を描く契機とし、その将来像につなぐことができるような各種記念事業を実施いたします。

また、10月1日から9日にかけて本市で開催されます「愛顔つなぐえひめ国体」におきましては、ウエイトリフティング、セーリング、少年サッカー、成年軟式野球の各競技が成功裏に終わりますように、全市を挙げて取り組みます。

全国から訪れる選手、役員等の方々を温かくお迎えし、「新居浜市に来てよかった、また訪れたい」と感じていただけるような素晴らしい大会にしたいと考えています。

この80周年記念事業とえひめ国体を一過性のイベントで終わらせるのではなく、市民の皆様が新居浜の良さを再認識するとともに、新居浜市の魅力を全国に向けて発信することで、今後のシティブランドの確立につながることを強く期待しています。

芸術文化・スポーツの振興

近年、人々の価値観は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へ、効率性の追求から人間的なぬくもりの尊

重へと大きく変化しています。

こうした中、人々が生きがいを持ち、より豊かで充実した生活を送るうえで、芸術文化・スポーツの役割はますます重要となっています。

芸術文化は、人々に感動や安らぎ、生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化するうえで大きな力になるものです。

また、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、更には、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものです。

このような中、一昨年、本市の芸術文化の拠点施設である「あかがねミュージアム」が開館し、また、本年は「愛顔つなぐえひめ国体」が開催されることから、これを機会に、来年度「スポーツ文化課」を「文化振興課」と「スポーツ振興課」に分割し、芸術文化・スポーツの振興に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

二つの視点

(3つの「ONE」とスピード感を持った行政運営)

私は、二期目のスタートにあたり、市民の皆様との期待と信頼にお応えするため、二つの視点を持って取り組んでいきたいと考えています。

まず、一点目は、3つの「ONE」です。

第五次新居浜市長期総合計画を完遂し、新居浜市総合戦略による地方創生を成し遂げるためには、事業の取捨選択をしっかりと行い、新居浜市独自の特色や強みを活かしたまちづくりを行う必要があると強く感じています。

3つの「ONE」とは、新居浜にしかない「オンリーワン(唯一)」、新居浜が一番「ナンバーワン(一番)」、新居浜が初めて「ファーストワン(初めて)」の3つの「ONE」です。

私の一期目に実施した成果としては、「庁舎敷地へのコンビニ誘致」は、西日本で「オンリーワン」であり、「ファーストワン」でもあります。また、昨年始めたふるさと納税の楽天サイトでの掲載は愛媛県内で、「ファーストワン」であり、別子中学校グローバルハイスクールや銅婚の里は国内で「オンリーワン」の取組です。

また、本市の合計特殊出生率1.8は、四国内で「ナンバーワン」です。

今後、市民の皆様がふるさと新居浜に愛着と誇りを

持てるよう、3つの「ONE」にこだわった取組を実践し、新居浜市を全国に発信したいと考えています。

二点目は、スピード感を持った行政運営です。

社会環境の変化が著しい今日、スピード感を持った行政運営を心掛け、各種施策に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

松下幸之助さんの著書「道をひらく」の一節に「判断と実行」という言葉があります。これは、「どんな仕事でも仕事をやるからには判断が先立つ。判断を誤ればせつかくの労も実を結ばないことになる。しかし、60%の見通しと確信ができたならばその判断はおおむね妥当とみるべきであろうそのあとは勇気である。実行力である。」とあり、さらに「60%でもよいから、お互いに、謙虚に真剣に判断し、それを100%にする果敢な勇気と実行力を持ちつづけていきたいものである。」といった内容です。

また、「^{じんそく くだん}迅速果敢」物事を思い切りよく速やかに決断し、行動する」という言葉がありますが、これからの市役所は、これまで役所が求められていた正確かつ丁寧な事務ということだけでなく、「的確な判断」と「実行力」を持って迅速に行動することが望まれています。

「判断と実行」、「^{じんそく くだん}迅速果敢」このことを全職員が常に意識して、実践できる組織づくりを行い、着実な二期目のスタートを実施したいと考えています。

4 行政改革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続く、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市

行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、平成28年度には、「新居浜市行政改革大綱2011」の基本理念である「市民の笑顔輝く市役所づくり」を引き継ぎつつ、効果・効率的な自治体経営を推進することを目的に、平成32年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2016」を策定、「権限」「財源」「人間」の三つの視点で市民満足度の向上に重点を置いた行政改革の推進に取り組んでいる。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置
- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59. 10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置

61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、
- 東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。

- 経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。水道局工務課に計画係を新設。

消防本部予防課に保安係を新設。

28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
建築指導課に空き家対策班を設置。
都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
郷土美術館、工業試験場を廃止。
端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
学校教育課に地域学校協働係を新設。
スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
図書館に市史編さん準備係を新設。

した目標や施策を定めたものである。

- (2) 総合戦略の対象期間
総合戦略の対象期間は、国の総合戦略に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とした。
- (3) 総合戦略の基本目標
- 【基本目標1】**新**たな雇用を創り出し、地元産業を振興します。
- 【基本目標2】**居**住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します。
- 【基本目標3】**浜**っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します。
- 【基本目標4】**市**域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します。

- (4) P D C A サイクルの確立
外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく31の施策と100の具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I (重要業績評価指標)の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C A サイクルを確立する。

- (5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口
国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で平成52(2040)年まで10万人を維持するとともに、平成72(2060)年の目標人口を9万人とした。

- (6) シティブランド戦略の推進
総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を市内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3月にシティブランド戦略を策定した。今後は、戦略のスローガンである「Hello! NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めていく。

5 総 合 戦 略

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(平成72(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第五次新居浜市長期総合計画(平成23年度～平成32年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。

モニター定数 200人程度(任期1年)

モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈平成28年度の実績〉

モニター数 182人(平成28年6月10日時点)

アンケート実施数 3回(8テーマ)

会議開催数 3回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区懇談会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

市内18会場で開催

平成29年度 7/3～9/4

〈平成28年度の内容・実績〉

- 市長から市の重点事業について説明
- 連合自治会共通の市政課題
- 過去の主要課題の進捗状況報告
- 校区課題について
- 意見交換

(1) 校区課題 48件

(2) その他(意見・要望など) 21件

[参加者数：1,334人]

平成28年度広聴票(部名別)

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 討	5 参 考	6 な い せ	7 そ の 他	
環 境 部	3	河川・水路の整備について	2				1			1	2
		その他	1							1	1
経 済 部	2	農道の補修について	1				1				1
		有害鳥獣対策について	1						1		1
建 設 部	7	道路の補修・整備について	3	1	1	1					3
		交通安全施設の整備について	2		2						2
		公園の整備について	1		1						1
		その他	1						1		1
合 計	12		12	1	4	1	2		2	2	12

平成28年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 討	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他	
企 画 部	16	広報・広聴について	6	1			1			4	6
		政策について	3				3				3
		地方創生について	2				2				2
		別子銅山文化遺産について	2		1		1				2
		その他	3	2						1	3
総 務 部	33	市役所職員について	18	2				14		2	18
		市役所庁舎について	7	1	1		3	2			7
		税金について	5				4	1			5
		その他	3			1				2	3
福 祉 部	40	生活保護について	12	1				4	3	4	12
		障がい福祉について	1							1	1
		高齢者福祉について	10	3			4	1	2		10
		子育て支援について	5	1		1	2	1			5
		保育園について	4	1			2		1		4
		健康づくり・医療について	4	1			1	1	1		4
		窓口対応について	1				1				1
		その他	3	1						2	3
市 民 部	17	安全安心について	6	1			2	2		1	6
		自治会について	2			1	1				2
		消費生活について	1							1	1
		戸籍・住民記録について	1			1					1
		窓口対応について	5	2	1		2				5
		その他	2				2				2
環 境 部	42	ごみ処理について	8	3				3	2		8
		河川について	4	1		1	2				4
		環境政策について	7			1	2	1	3		7
		環境衛生(悪臭・騒音・犬猫)について	9	2			4	2	1		9
		斎場・墓地について	8	4		1	1		2		8
		まちの美化について	2		1				1		2
		環境施設について	2				1	1			2
		その他	2				2				2
経 済 部	28	観光について	2				1	1			2
		太鼓祭りについて	7	2		1	2		1	1	7
		マイントピア別子について	9	3			4	2			9
		産業について	3				1		2		3
		交通について	3		1			1	1		3
		その他	4		1		3				4
建 設 部	80	公園整備等について	15	2	1	1	6	3	2		15
		駅周辺整備について	4		1			3			4
		道路整備・舗装・改修	18	4	2	1	4	4	2	1	18
		交通安全対策について	13	1	4	1	3	3	1		13
		市営住宅について	22	1					1	20	22
		空き家対策について	3					1	1	1	3
		その他	5	1			1	1		2	5
教 育 委 員 会	40	小・中学校について	8	1			1	4		2	8
		公民館について	1					1			1
		社会教育について	5	1				1	3		5
		スポーツについて	8	1	1		1	4	1		8
		文化について	6	1			2	2	1		6
		図書館について	5	1				3	1		5
		総合文化施設について	3		2					1	3
		その他	4	1			1	1	1		4
議 会 事 務 局	3	市議会について	3				3			3	
選 挙 管 理 委 員 会	1	選挙について	1					1		1	
消 防 本 部	3	消防について	3		2		1			3	
水 道 局	1	水道局について	1				1			1	
そ の 他	31		31						31	31	
合 計	335		335	47	19	5	44	99	32	89	335

うち 市長への手紙 : 220件
 市長へのメール : 115件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

名称 区分	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月1回	平成25年1月10日 (5年に1回)
発 行 部 数	1回 44,000部	1,500部
版 型	A4版	A4版
経 費	1,202万円	82万円
単 価	22円(40頁・消費税含まず)	540円(48頁・消費税含む)
配 布 対 象	全戸	関係機関ほか
配 布 方 法	自治会組織などを通じて配布	随時
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行75周年を 迎えた本市の現在の 様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

ウ CATVによる広報

CATVデジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(テープ)

で伝えている。また、「点訳グループさぎなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター・フェイスブックほか携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。平成25年9月からは、スマートフォン用アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始。平成28年3月には一部機能を追加した。

8 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

○昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オン

ラインシステム)の運用を開始した。

- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。
- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴

うシステム改修等を行うとともに、子ども手当システムの導入を行った。

- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
 - 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。
- (イ) 内部事務の電算化
- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
 - 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

イ ICTの推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼動させ、平成20年2月及び平成25年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なICT研修を実施し、広く職員にICT感覚、ICT意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(29.4.1 現在)

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
国 保 課	医 療 費 適 正 化
地 域 福 祉 課	福 祉 手 当
地 域 福 祉 課	重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療
地 域 福 祉 課	障 害 福 祉 サ ー ビ ス
介 護 福 祉 課	老 人 措 置

課 名	業 務 名
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳
介 護 福 祉 課	介 護 保 険
子 育 て 支 援 課	児 童 手 当
子 育 て 支 援 課	児 童 扶 養 手 当
子 育 て 支 援 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
子 育 て 支 援 課	子 育 て 支 援
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
下 水 道 管 理 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齡 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	幼 稚 園 保 育 料

情報端末設置状況

(29.4.1 現在・単位:台)

部局	区分	庁内LAN			基幹業務システム			合計
		情報政策課 管理分	その他	小計	情報政策課 管理分	その他	小計	
企 画 部		67		67	14		14	81
総 務 部		99		99	72		72	171
福 祉 部		219		219	147	24	171	390
市 民 部		87	1	88	32		32	120
環 境 部		42	33	75	3		3	78
経 済 部		56	1	57	2		2	59
建 設 部		58	29	87	5		5	92
出 納 室		9		9	1		1	10
議 会 事 務 局		10		10				10
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		3	16	19	1		1	20
監 査 委 員 事 務 局		6		6				6
農 業 委 員 会 事 務 局		7		7	2		2	9
水 道 局		47	13	60	2		2	62
教 育 委 員 会 事 務 局		92		92	9		9	101
教育機関(小学校・公民館ほか)		68	11	79				79
消 防 局		65		65				65
港 務 局		8	3	11				11
土 地 開 発 公 社		3		3				3
そ の 他		7		7				7
合 計		953	107	1,060	290	24	314	1,374

9 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション(電気通信)とユートピア(理想郷)の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTEサービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル85チャンネル、FMラジオ3チャンネル、また加入世帯はCATV 18,335世帯、インターネット、WiMAX及びLTE 6,857世帯(平成29年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は40.7%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

また、平成24年10月よりエリア放送免許を取得し、本放送を開始している。

平成27年7月にオープンした新居浜市総合文化施設「あかがねミュージアム」の指定管理者にも取り組んでいる。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号
	☎32-7777
	(新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地	坂井町二丁目3番17号
	☎33-5200
資本金	2億7,000万円
敷地面積	4,266㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積	4,244㎡
竣工	平成3年2月28日

10 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

11 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、遺産の保存活用に役立てている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進し、産業遺産の価値を高め、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。また、平成25年度情報発信事業として「あかがねエッセイ賞作品集」を出版するとともに、「あかがねフォトコンテスト」、「NHK大阪別子銅山展」などを実施した。平成26年度は、鷺尾勘解治氏の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地の整備を行い、記念碑を設置した。また、「別子銅山東京展(六本木)」を行い、首都圏における情報発信を行った。

平成27年度は、高校生を対象に別子銅山産業遺産の歴史等に関する学習により、郷土愛の醸成と次世代への継承を目的として別子銅山産業遺産創造塾を開催した。また、登録有形文化財旧端出場水力発電所について、将来にわたり保存活用していくため、平成27年度、平成28年度文化庁の補助事業(2か年継続事業)で、保存活用計画の策定に取り組んだ。

平成28年度情報発信事業として、別子銅山産業遺産創造塾の開催、山田社宅での企画展開催や研修等での活用促進、別子銅山東京展講演録の発行等の各事業を実施した。さらに、別子銅山小説出版事業として、本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版し全国に向けて情報発信を行った。また、旧端出場水力発電所については、平成27年度から2か年かけて耐震診断等の現況調査を実施し、平成29年3月に旧端出場水力発電所保存活用計画が完成した。今後は、一般公開活用に向けて、平成29年度に実施設計、平成30年度以降に本体補強、周辺整備等の工事を予定している。

12 えひめ国体の推進

64年ぶりに愛媛県単独開催による「第72回国民体育大会」の円滑な運営を図るため、平成26年9月22日に新居浜市実行委員会を立ち上げ、愛媛県えひめ国体推進局と連携を図り、関係団体との連絡調整及び開催に向け、施設・設備等の整備を実施してきた。

平成28年度には正式競技すべてにおいて、本大会に向けて全国大会規模のリハーサル大会を実施した。

平成29年度はデモンストレーションスポーツ2競技を実施するとともに、市民の機運を高めるため「えひめ国体開催111日前イベント」等の広報イベントを開催し、市民一丸となって本大会を開催する。

○大会の愛称

「^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体」

○大会スローガン

「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」

○本市開催競技

(正式競技)

- ・ウエイトリフティング(全種別)…本市単独開催
- ・セーリング(全種別)……………同上
- ・サッカー(少年男子)……………2市共同開催
- ・軟式野球(成年男子)……………5市町共同開催

(デモンストレーションスポーツ)

- ・カローリング
- ・バウンドテニス

13 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計		年度		27		28		29	
		区分		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計				48,654,782	54.9	47,304,736	53.6	49,678,353	53.9
特 別 会 計	貯 木 場 事 業			1,250	0.0	1,250	0.0	—	—
	渡 海 船 事 業			199,933	0.2	210,003	0.2	195,769	0.2
	住宅新築資金等貸付事業			10,064	0.0	9,506	0.0	8,843	0.0
	平尾墓園事業			30,692	0.0	26,698	0.0	30,373	0.0
	公共下水道事業			5,627,743	6.4	5,904,269	6.7	5,635,400	6.1
	国民健康保険事業			15,254,367	17.2	15,439,375	17.5	15,789,926	17.1
	介護保険事業			13,101,841	14.8	13,382,608	15.2	13,981,520	15.2
	後期高齢者医療事業			1,595,062	1.8	1,680,888	1.9	1,653,474	1.8
	工業用地造成事業			695,353	0.8	449,224	0.5	574,311	0.6
	小 計				36,516,305	41.2	37,103,821	42.0	37,869,616
企 業 会 計	水道事業会計			3,106,313	3.5	3,342,221	3.8	4,103,351	4.5
	工業用水道事業会計			355,790	0.4	511,889	0.6	593,825	0.6
	小 計			3,462,103	3.9	3,854,110	4.4	4,697,176	5.1
合 計				88,633,190	100	88,262,667	100	92,245,145	100

(2) 平成29年度一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・%)

性質		区分		当初予算額		構成比		性質		区分		当初予算額		構成比		
自 主 財 源	市 税			18,604,692	37.5	人 件 費						8,234,710	16.6			
	分担金及び負担金			427,770	0.9	物 件 費						7,065,697	14.2			
	使用料及び手数料			903,135	1.8	維 持 補 修 費						350,645	0.7			
	財産収入			39,673	0.1	扶 助 費						12,078,370	24.3			
	寄 附 金			680,970	1.4	補 助 費 等						3,309,374	6.7			
	繰 入 金			1,880,095	3.8	公 債 費						4,464,128	9.0			
	繰 越 金			1,100,000	2.2	出 資 金 及 び 貸 付 金						1,800,200	3.6			
	諸 収 入			1,964,397	3.9	繰 出 金 及 び 積 立 金						6,229,851	12.5			
小 計				25,600,732	51.6	予 備 費						30,000	0.1			
依 存 財 源	地方譲与税			310,000	0.6	小 計						43,562,975	87.7			
	利子割交付金			20,000	0.0	投 資 的 経 費	補 助 事 業 費					3,309,929	6.6			
	配当割交付金			60,000	0.1		単 独 事 業 費					2,775,449	5.6			
	株式等譲渡所得割交付金			40,000	0.1		災 害 復 旧 事 業 費					30,000	0.1			
	地方消費税交付金			2,000,000	4.0	小 計						6,115,378	12.3			
	ゴルフ場利用税交付金			30,000	0.1											
	自動車取得税交付金			40,000	0.1											
	地方特例交付金			70,000	0.1											
	地方交付税			5,495,000	11.1											
	交通安全対策特別交付金			15,000	0.0											
	国庫支出金			7,446,602	15.0											
県 支 出 金			3,219,019	6.5												
市 債			5,332,000	10.7												
小 計				24,077,621	48.4											
合 計				49,678,353	100	合 計						49,678,353	100			

(3) 平成29年度一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

科目	財源 当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		
議 会 費	374,107	—	—	—	374,107	100.0
総 務 費	4,910,568	276,823	9,200	292,229	4,332,316	88.2
民 生 費	20,420,814	8,801,423	743,000	1,152,230	9,724,161	47.6
衛 生 費	6,443,529	617,542	691,600	285,395	4,848,992	75.3
労 働 費	371,996	4,068	—	325,000	42,928	11.5
農 林 水 産 業 費	568,962	52,106	34,000	18,740	464,116	81.6
商 工 費	1,893,512	57,318	38,800	778,607	1,018,787	53.8
土 木 費	3,285,665	647,387	775,400	286,462	1,576,416	48.0
消 防 費	2,327,058	172	663,800	214,170	1,448,916	62.3
教 育 費	4,555,946	208,782	376,200	368,327	3,602,637	79.1
災 害 復 旧 費	30,000	—	—	—	30,000	100.0
公 債 費	4,466,196	—	—	166,717	4,299,479	96.3
予 備 費	30,000	—	—	—	30,000	100.0
計	49,678,353	10,665,621	3,332,000	3,887,877	31,792,855	64.0

14 決算(平成28年度)

(1) 決算カード(速報値)

人口				面積	人口密度	人口集中地区人口	産業構造				
国調		27年	119,903	km ² 234.46	人 511.4	86,704人 89,238人	就業人口	区分	第1次	第2次	第3次
増加率		△ 1.5						40.1.1以降の合併状況			27年国調
住民登録		29.3.31	121,211	H15.4.1 別子山村と合併			22年国調	789	17,143	34,479	63.3%
28.3.31		121,966						1.4%	31.5%	63.3%	
区分		平成27年度	平成28年度	区分		指数等	指定団体等の状況				
歳入総額		A	49,354,073	48,273,504	28年度交付税種地区分	I-4	過疎離島特農				
歳出総額		B	47,878,297	46,725,499	基準財政需要額 千円	20,672,125	山振 旧新産都				
歳入歳出差引額(A-B)		C	1,475,776	1,548,005	基準財政収入額 千円	16,118,890	広域市町村圏				
翌年度へ繰越すべき財源		D	377,695	398,016	標準財政規模 千円	27,174,623					
実質収支(C-D)		E	ア 1,098,081	イ 1,149,989	実質赤字比率	-					
単年度収支		F	532,117	イ-ア 51,908	連結実質赤字比率	-					
積立金		G	560,043	320,000	実質公債費比率	(単) 3.1% (3年) 4.9%					
繰上償還金		H	0	0	将来負担比率	4.8%	事務の共同処理の状況				
積立金取り崩し額		I	440,000	1,200,000	水道事業会計	-	税務事務後期高齢者医療				
実質単年度収支(F+G+H-I)		J	652,160	△ 828,092	工業用水道事業会計	-					
一般職員等		※ 職員数はH29年4月1日現在数、給料月額はH29年4月分		資本不足比率		-					
区分		職員数 A人	給料月額 B千円	1人当たり給料 B/A円	財政力指数	(単) 0.780 (3年) 0.758					
一般職員		620	205,674	331,732	実質収支比率	4.2%					
教育公務員		14	5,334	381,000	積立金現在高 千円	10,330,313					
消防職員		131	41,833	319,336	地方債現在高 千円	47,802,976					
技能労務職員		26	9,535	366,731	収益事業収入額 千円	-					
臨時職員		-	-	-	債務負担行為額	4,391,272					
合計		791	262,376	331,702	特別職等						
公営事業の状況	事業名	法適用の有無	収支額 千円	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人	区分	改定実施年月日	1人当たり平均給料(報酬)月額 円			
	宅地造成(臨海)	無	71,230	0	0	市町村長	28.4.1	956,000			
	交通	無	0	74,824	7	副市長(統括)	28.4.1	780,000			
	公共下水道	無	0	1,777,274	19	副市長(特命)	28.4.1	683,000			
	港湾整備	無	0	128,811	1	教育長	28.4.1	658,000			
	国民健康保険	無	0	1,102,033	19	議会議長	28.4.1	572,000			
	介護保険	無	519,429	1,786,584	23	議会副議長	28.4.1	518,000			
	後期高齢	無	35	403,402	5	議会議員(24人)	28.4.1	482,000			
	観光施設	無	0	26,214	6	収入額 千円	0				
	宅地造成(その他)	無	△ 747	0	0	普通会計からの繰入額 千円	1,102,033				
					加入世帯数 世帯	16,690					
					被保険者数 人	25,924					
					一世帯当たり保険料調定額(医療分) 円	115,261					
					被保険者一人当たり保険料調定額(医療分) 円	73,607					
					被保険者一人当たり費用(医療分) 円	357,868					

※ 産業構造の割合は、分類不能を含めた総数における割合

市町村名	新居浜市		類型	Ⅲ-2	性質別歳出							
区分	歳入				区分	歳出						
	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 K 千円	Kの構成比 %		決算額 千円	構成比 %	税等 千円	経常一般財源 千円	経常収支比率 %	臨時財政対策債 千円	臨時財政対策債収支比率 %
地方税	18,628,883	38.6	17,461,949	69.8	人件費	7,610,149	16.3	6,929,329	6,486,123	24.3	25.9	
地方譲与税	346,214	0.7	346,214	1.4	うち職員給	4,762,955	10.2	4,296,129	4,272,330	16.0	17.1	
利子割交付金	27,663	0.1	27,663	0.1	扶助費	10,971,962	23.5	3,133,650	2,776,065	10.4	11.1	
配当割交付金	54,537	0.1	54,537	0.2	公債費	4,673,678	10.0	4,490,417	4,490,417	16.8	18.0	
株式譲渡所得割交付金	35,922	0.1	35,922	0.1	内訳	元利償還金	4,673,678	10.0	4,490,417	4,490,417	16.8	18.0
地方消費税交付金	2,066,221	4.3	2,066,221	8.3	一時借入金	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	32,037	0.1	32,037	0.1	小計	23,255,789	49.8	14,553,396	13,752,605	51.6	55.0	
軽油・自動車交付金	51,841	0.1	51,841	0.2	物件費	6,704,589	14.3	5,779,521	3,924,331	14.7	15.7	
地方特例交付金	71,165	0.2	71,165	0.4	維持補修費	452,853	1.0	332,262	332,262	1.2	1.3	
地方交付税	5,524,699	11.4	4,812,056	19.2	補助費等	2,269,702	4.9	1,481,407	346,895	1.3	1.4	
内訳	普通	4,812,056	9.9	4,812,056	19.2	繰出金	6,701,515	14.3	5,877,415	3,786,317	14.2	15.1
	特別	712,624	1.5	-	-	投資出資金・貸付金	802,027	1.7	0	0	0.0	0.0
交通安全対策特別交付金	16,505	0.0	16,505	0.1	積立金	396,844	0.9	325,571	計	83.1	88.5	
分担金・負担金	455,186	0.9	-	-	前年度繰上充用金	0	0.0	0	経常経費充当一般財源 22,142,410千円			
使用料	636,411	1.3	3,977	0.0	投資的経費	6,142,180	13.1	1,907,657	臨時財政対策債 1,643,141千円			
手数料	245,264	0.5	-	-	うち人件費	195,025	0.4	164,148				
国庫支出金	7,585,547	15.7	-	-	普通建設事業費	6,055,410	12.9	1,893,732				
県支出金	3,159,007	6.5	-	-	内訳	補助	2,484,900	5.3	255,449			
財産収入	58,942	0.1	2,603	-	単独	3,526,786	7.5	1,606,159				
寄附金	323,979	0.7	-	-	県営事業負担金	43,724	0.1	32,124				
繰入金	1,843,442	3.8	-	-	災害復旧事業費	86,770	0.2	13,925	税等総額 31,805,234千円			
繰越金	1,475,776	3.1	-	-	失業対策事業費	0	0.0	0				
諸収入	1,630,322	3.4	30,655	0.1	合計	46,725,499	100.0	30,257,229				
地方債	4,003,941	8.3	(1,643,141)									
合計	48,273,504	100.0	25,013,345 (26,656,486)	100.0								

市町村税							区分	決算額	構成比	税等
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税率 × 100/75 千円	超過課税分 収入済額 千円		区分	決算額	構成比	税等
市町村	個人分	5,734,485	30.8	3.3	5,573,290	-	議会費	362,386	0.8	362,386
市民	法人分	1,709,672	9.2	△ 34.2	2,255,753	269,565	総務費	4,348,405	9.3	3,837,180
固定資産税		8,832,785	47.4	0.4	8,713,704	-	民生費	19,108,799	40.9	8,967,247
軽自動車税		345,977	1.8	20.0	357,027	-	衛生費	3,879,338	8.3	2,802,018
市町村たばこ税		838,477	4.5	△ 3.8	857,316	-	労働費	365,253	0.8	40,032
小計		17,461,396	93.7	△ 3.5	17,757,090	269,565	農林水産業費	579,225	1.2	477,591
法定外普通税		-	-	-	-	-	商工費	1,379,893	3.0	849,610
旧法による税		-	-	-	-	-	土木費	5,016,070	10.7	3,398,516
目的税		1,167,487	6.3	0.4	-	-	消防費	1,883,267	4.0	1,376,507
内訳	都市計画税	1,166,934	6.3	0.4	-	-	教育費	4,967,096	10.6	3,566,481
	入湯税	553	0.0	11.3	-	-	災害復旧費	86,770	0.2	13,925
合計		18,628,883	100.0	△ 3.3	17,757,090	269,565	公債費	4,674,173	10.0	4,490,912
							諸支出金	74,824	0.2	74,824
							合計	46,725,499	100.0	30,257,229
適用税率の状況							区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
市民税 個人分	均等割	3,500円	市民税 法人分	均等割	50,000円~ 3,000,000円	徴収率	市町村民税	99.4	34.4	97.8
	所得割	標準税率に対する比率 1.0		固定資産税	99.1		23.8	96.7		
				合計	99.2		28.0	97.3		

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

年度 区分	26		27		28	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	18,920,673	37.7	19,264,958	38.9	18,628,883	38.6
地 方 譲 与 税	337,689	0.7	343,984	0.7	346,214	0.7
利 子 割 交 付 金	49,821	0.1	43,954	0.1	27,663	0.1
配 当 割 交 付 金	113,119	0.2	87,885	0.2	54,537	0.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	74,305	0.1	88,475	0.2	35,922	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	1,329,431	2.6	2,296,865	4.6	2,066,221	4.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	38,138	0.1	40,148	0.1	32,037	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	31,565	0.1	42,018	0.1	51,841	0.1
地 方 特 例 交 付 金	67,942	0.1	70,323	0.2	71,165	0.1
地 方 交 付 税	6,178,466	12.3	6,122,714	12.4	5,524,699	11.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,568	0.0	18,858	0.0	16,505	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	800,311	1.6	508,606	1.0	437,497	0.9
使 用 料 及 び 手 数 料	725,965	1.4	924,728	1.9	863,888	1.8
国 庫 支 出 金	7,764,321	15.5	6,901,788	13.9	7,585,547	15.7
県 支 出 金	3,171,998	6.3	2,936,166	5.9	3,158,281	6.5
財 産 収 入	319,685	0.6	64,648	0.1	58,470	0.1
寄 附 金	84,447	0.2	45,163	0.1	323,979	0.7
繰 入 金	2,087,458	4.2	1,573,809	3.2	1,811,131	3.7
繰 越 金	1,566,538	3.1	1,643,718	3.3	1,437,866	3.0
諸 収 入	1,433,899	2.9	1,492,453	3.0	1,684,175	3.5
市 債	5,117,700	10.2	4,998,275	10.1	4,083,641	8.5
合 計	50,232,039	100	49,509,536	100	48,300,162	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

年度 区分	26		27		28	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	390,560	0.8	396,192	0.8	363,081	0.8
総 務 費	7,333,482	15.1	6,700,619	13.9	4,459,054	9.5
民 生 費	18,076,953	37.2	17,680,034	36.8	18,975,579	40.5
衛 生 費	5,115,151	10.5	5,266,208	11.0	5,660,462	12.1
労 働 費	314,781	0.7	367,565	0.8	365,253	0.8
農 林 水 産 業 費	751,523	1.5	559,001	1.2	580,806	1.2
商 工 費	1,359,677	2.8	2,663,241	5.5	1,381,087	2.9
土 木 費	3,273,816	6.7	3,180,541	6.6	3,350,107	7.2
消 防 費	2,005,070	4.1	1,730,431	3.6	1,902,607	4.1
教 育 費	4,031,400	8.3	4,018,860	8.4	4,957,095	10.6
災 害 復 旧 費	131,651	0.3	244,613	0.5	86,770	0.2
公 債 費	5,727,354	11.8	5,264,294	10.9	4,710,372	10.1
諸 支 出 金	76,903	0.2	71	0.0	31	0.0
合 計	48,588,321	100	48,071,670	100	46,792,304	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	26			27			28		
	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費	7,740,857	15.9	63,061	7,697,809	16.0	63,114	7,830,494	16.7	64,602
2. 物件費	6,122,501	12.5	49,877	6,670,095	13.9	54,687	6,515,321	13.8	53,751
3. 補助費等	3,157,178	6.5	25,720	3,467,941	7.2	28,434	3,792,367	8.2	31,288
4. 維持補修費	320,455	0.7	2,611	345,681	0.7	2,834	337,807	0.7	2,787
5. 扶助費	10,285,879	21.2	83,795	10,283,778	21.4	84,317	11,049,843	23.6	91,162
6. 建設事業費	7,885,749	16.2	64,242	7,101,215	14.8	58,224	6,180,732	13.2	50,992
(1) 普通建設 事業費	7,754,098	16.0	63,170	6,856,602	14.3	56,218	6,093,962	13.0	50,276
ア 補助	4,808,255	9.9	39,171	2,060,833	4.3	16,897	3,557,738	7.6	29,352
イ 単独	2,945,843	6.1	23,999	4,795,769	10.0	39,321	2,536,224	5.4	20,924
(2) 災害復旧 事業費	131,651	0.2	1,072	244,613	0.5	2,006	86,770	0.2	716
7. 出資金貸付金	669,133	1.4	5,451	698,734	1.5	5,729	802,027	1.7	6,617
8. 積立金	1,253,361	2.6	10,211	1,129,730	2.3	9,263	396,827	0.9	3,274
9. 繰出金	5,427,132	11.2	44,212	5,413,735	11.3	44,387	5,177,804	11.1	42,717
10. 公債費	5,726,076	11.8	46,648	5,262,952	10.9	43,151	4,709,082	10.1	38,850
歳出合計	48,588,321	100	395,828	48,071,670	100	394,140	46,792,304	100	386,040

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	26		27		28	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		105,727	56,925	77,545	792	96,588	96,588
渡海船事業		193,323	193,323	182,798	182,798	200,832	200,832
住宅新築資金等貸付事業		35,259	7,031	43,027	5,743	45,430	5,909
平尾墓園事業		25,271	25,271	29,769	29,769	19,458	19,458
公共下水道事業		5,680,152	5,653,472	5,782,023	5,744,824	5,648,721	5,593,655
国民健康保険事業		13,762,317	13,762,317	15,523,921	15,523,621	15,127,576	15,127,576
介護保険事業		13,260,213	13,010,713	13,054,972	12,857,564	13,136,864	12,617,435
後期高齢者医療保険事業		1,653,880	1,566,010	1,626,779	1,549,027	1,677,029	1,591,637
工業用地造成事業		259,453	298,105	366,300	870,039	1,234,755	1,164,272
計		34,975,595	34,573,167	36,686,834	36,764,177	37,187,253	36,417,362

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
24		1,720,859	1,572,674	148,185	326,124	998,846
25		1,720,623	1,541,585	179,038	375,481	2,104,257
26		4,287,123	1,656,659	266,120	650,776	1,783,531
27		1,843,138	1,494,801	348,337	394,019	1,340,719
28		1,826,874	1,572,128	254,746	701,917	1,353,249

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
24		238,741	177,038	61,703	5	64,706
25		227,811	174,390	53,421	0	105,777
26		237,018	209,931	19,229	91,640	96,839
27		254,851	158,682	96,169	50,000	100,881
28		240,928	161,620	79,308	100,000	255,319

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度増減見込み		平成29年度末 見 込 額
			平成29年度中 起 債 見 込 額	平成29年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	3,569,625	3,520,808	9,200	128,057	3,401,951
民 生	857,864	910,391	756,600	77,224	1,589,767
衛 生	1,987,208	1,882,027	1,005,700	277,205	2,610,522
農 水	373,035	336,976	40,500	47,196	330,280
商 工	1,478,320	1,445,251	54,100	79,898	1,419,453
土 木	11,534,331	10,384,315	522,800	1,477,760	9,429,355
公 営 住 宅	783,420	940,111	704,900	75,185	1,569,826
消 防	1,045,139	1,344,694	768,700	38,907	2,074,487
教 育	3,650,788	4,034,486	506,900	303,014	4,238,372
災 害 復 旧	347,859	351,563	—	13,890	337,673
減 税 補 て ん 債	785,114	654,307	—	133,023	521,284
臨 時 税 収 補 て ん 債	113,650	57,390	—	57,390	—
臨 時 財 政 対 策 債	21,135,340	21,685,293	2,000,000	1,254,927	22,430,366
減 収 補 て ん 債	869,000	803,000	—	66,000	737,000
計	48,530,693	48,350,612	6,369,400	4,029,676	50,690,336
特 別 会 計					
渡 海 船 事 業	25,909	14,123	—	11,864	2,259
住宅新築資金等貸付事業	9,594	6,250	—	4,922	1,328
平 尾 墓 園 事 業	83,050	74,310	—	8,740	65,570
公 共 下 水 道 事 業	35,967,594	35,531,016	2,252,900	2,310,585	35,473,331
国民健康保険事業	50,000	—	—	—	—
工業用地造成事業	569,858	516,400	71,900	94,925	493,375
計	36,706,005	36,142,099	2,324,800	2,431,036	36,035,863

(単位：千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度増減見込み		平成29年度末 見 込 額
			平成29年度中 起 債 見 込 額	平成29年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,007,827	5,155,753	800,000	351,996	5,603,757
工業用水道事業	126,067	220,000	200,000	0	420,000
計	5,133,894	5,375,753	1,000,000	351,996	6,023,757

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	24	25	26	27	28
歳入総額	㉑	48,107,799	46,984,666	50,280,660	49,354,073	48,273,504
歳出総額	㉒	46,585,562	45,393,925	48,613,531	47,878,297	46,725,499
歳入歳出差引額	(㉑ - ㉒) ㉓	1,522,237	1,590,741	1,667,129	1,475,776	1,548,005
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	332,431	697,041	1,101,165	377,695	398,016
実質収支	(㉓ - ㉔) ㉕	1,189,806	893,700	565,964	1,098,081	1,149,989
単年度収支	㉖	4,878	△ 296,106	△ 327,736	532,117	51,908
積立金	㉗	878,450	772,669	906,000	560,043	320,000
繰上償還金	㉘	-	-	-	-	-
積立金取り崩し額	㉙	713,740	27,832	1,580,000	440,000	1,200,000
実質単年度収支	(㉖ + ㉗ + ㉘ - ㉙)	169,588	448,731	△ 1,001,736	652,160	△ 828,092
基準財政需要額	注：1	19,536,726	19,662,800	20,074,960	20,561,861	20,672,125
基準財政収入額	注：2	14,540,085	14,746,934	14,967,035	15,369,807	16,118,890
標準財政規模	注：3	27,002,231	27,426,143	27,213,960	27,240,703	27,174,623
財政力指数	単年度	0.744	0.750	0.746	0.747	0.780
	三年平均	0.737	0.746	0.747	0.748	0.758
実質収支比率	(%) 注：5	4.5	3.3	2.1	4.0	4.2
実質公債費比率	(%) 注：6	6.8	6.5	6.5	6.0	4.9
積立金現在高		12,121,787	12,928,379	12,090,094	11,649,590	10,330,313
地方債現在高		47,671,250	47,776,886	47,910,037	48,032,397	47,802,976
債務負担行為額		3,251,106	5,376,682	4,924,646	5,569,168	4,391,272
経常一般財源比率	(%) 注：7	92.3	91.5	92.8	97.4	92.0
経常収支比率	(%) 注：8	(88.0) 81.5	(88.6) 80.1	(91.1) 83.2	(84.8) 78.4	(88.5) 83.1

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} &= \text{経常経費充当の一般財源} \div \\ & (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} \\ & + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。